

# 社会福祉法人直鞆会役員退任手当規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直鞆会の役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人直鞆会の役員（理事・監事・評議員）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

## (退任手当の額)

第3条 退任手当の額は、3万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| (1) 在任期間 1年以上 6年未満  | 1年につき 100/100 |
| (2) 在任期間 6年以上 12年未満 | 1年につき 110/100 |
| (3) 在任期間 12年以上      | 1年につき 120/100 |

## (理事長の退任の場合)

第4条 理事長の退任手当の額は、5万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 在任期間 1年以上 10年未満  | 1年につき 100/100 |
| (2) 在任期間 10年以上 20年未満 | 1年につき 125/100 |
| (3) 在任期間 20年以上       | 1年につき 135/100 |

## (法人の都合による退任等の場合)

第5条 法人業務上の傷病又は死亡により退任した者は、5万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (1) 在任期間 1年以上 10年未満  | 1年につき 125/100 |
| (2) 在任期間 10年以上 20年未満 | 1年につき 135/100 |
| (3) 在任期間 20年以上       | 1年につき 150/100 |

## (在任期間の計算)

第6条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| (1) 在任期間が6ヶ月以上1年未満である場合              |
| (2) 第5条の規定に該当する場合であって、在任期間が1年未満である場合 |

## (支払い方法)

第7条 退任手当は、特別養護老人ホームやすらぎ園会計より、口座振り込みによって支払う。

## (遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は配偶者、子、父母の順序とする。

この規程は、平成23年1月29日より適用する